

企業によっては、不況と関係なく余儀なく長時間労働を強いられていることも珍しくありません。

安全な職場環境を保つために、労働基準法・安全衛生法では、長時間労働の対処として、次のような措置を課しています・・・企業規模に関係なくすべての企業が対象です。

① 時間外労働に対する36協定の締結

労働基準法

企業は、1週40時間以上の労働をする場合は、この協定を締結し、監督署に届けることとしています。36協定では、一定の期間の時間外労働時間の上限を定めますが、その上限時間を、**突発的な理由**により越えてしまう可能性がある場合には、さらに「特別条項」をつけた協定を締結することとしています。



② 長時間労働者への医師による面接指導の実施

安全衛生法

事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、**疲労の蓄積が認められるときは**、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。

① 時間外労働の時間の算定は毎月1回以上、基準日を定めて行う

義務

週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、**疲労の蓄積が認められる労働者**(申出を受けて実施)

事業者

② 面接指導等の実施の通知

努力義務

週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者(申出を受けて実施)

④ 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。



医師(産業医等)

事業場で定める基準に該当する労働者

③ 面接指導の実施

基準の例

⑤ 事業者は、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、

- 就業場所の変更、
- 作業の転換、
- 労働時間の短縮、
- 深夜業の回数の減少 等の措置を講じるほか、適切な措置を講じなければならない。

- A 週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全てに面接指導を実施する
- B 週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた全ての労働者に、面接指導を実施する
- C 週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する

労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を厚生労働省HPで公開しています。こういった診断も活用されるといいですが、何といたっても「時間外労働を減少させる」ことがすべての根源です。日本の時間外労働の割増率の低さは、世界の中では上位に位置付けられていますが、割増率が上がるのは時間の問題です。その時に割増賃金が企業経営を圧迫することは必至です。今から「時間外労働を減少させる」を経営上の大きな課題とし、労使双方で実施に向けて行動しましょう。